

第180回
京都市大規模小売店舗立地審議会
議事録

日時：令和元年8月27日（火）
午後2時～午後3時10分
場所：職員会館かもがわ

●事務局（萩原課長） ただ今から、第180回京都市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず、また雨の中、委員の皆様方には御出席賜り誠にありがとうございます。

まず、委員の方々の出席状況でございますが、本日は8人の委員に御出席いただいております。従いまして、審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

続いて、お手許にございます資料を確認させていただきます。

皆様のお手許には、会議次第とホチキス留めとなっております、資料1「(仮称)ベルタウン久世店 届出概要及び検討資料」、資料2「KRP商業施設 答申案」、資料3「(仮称)イオンタウン山科 答申案」、資料4「立地法に係る計画一覧」を配付いたしております。

また、本日の審議案件となっております(仮称)ベルタウン久世店の諮問書の写しも置かせていただいております。

これら資料の欠落等はありませんでしょうか。

なお、事前に送付しております審議案件の計画説明書につきましても、お持ちでない方は事務局までお申し出ください。

報道関係者、傍聴者の方用には、本日の閲覧資料を後方の閲覧資料台に備えておりますので、そでご覧ください。

また、傍聴席からのやじ等の発言、拍手等示威的行動は審議の妨げとなりますのでお控えくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日は議題4の「報告事項」において、非公開とすべき情報を含む事案がございますので、審議会運営要綱第5条第1項の規定により、審議会にお諮りいたします。

まずは本件について、恩地会長、御審議よろしくをお願いいたします。

●恩地会長 では、予定している議事に入る前に、議題4の報告事項の一部の案件を非公開とすることについて、議決を採りたいと思います。

当該店舗の改修計画については、現時点では事業者の経営戦略上非公表ということで、本審議会も非公開にしたいということですが、委員の皆様、ご意見はいかがでしょうか。

●山川委員 経営戦略上非公開というのは、事務局でどのように整理されているのでしょうか。

●事務局 今回の場合は、市の内部規定上の「公開することにより、事業者又は個人の競争上・事業活動上の正当な利益を害すると認められる場合」にあてはまると認識しております。改修計画の内容等は住民説明会等の適切なタイミングで事業者から公表する予定ですので、事前に公表することは適切でないと考えております。

●事務局（萩原課長） 本件については、まだ法に基づく手続きの前の事前相談の段階であり、届出を受理しましたらもちろん公開となり、審議会にて御審議いただきます。

●恩地会長 それでは、非公開にしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（異議なしの声）

●恩地会長 それでは、議題4の報告事項の一部の案件については、非公開ということで進めて参りたいと思います。

●事務局（萩原課長） それでは審議を始めてまいりたいと思います。改めまして、恩地会長、ここからはよろしくをお願いします。

●恩地会長 ではこれより、議題の順に議事を進めてまいります。

まず、議題1の「平成31年3月届出案件（仮称）ベルタウン久世店に係る諮問及び届出者説明」です。最初に京都市から諮問を受けたいと思います。

●事務局（萩原課長） 席上に配付しております諮問書の写しをご覧ください。こちらの内容のとおり、本日付で諮問させていただきます。

なお、本件について諮問の了解をいただけましたら、引き続き計画説明を行ってもらうべく、届出者が待機しておりますので、あわせて御審議のほどお願いいたします。

●恩地会長 ただ今、市長から諮問を受けました届出案件について、まずは事務局から概要説明をお願いします。その後引き続き、届出者説明に進んでまいろうかと考えますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

●事務局 では、お手許の資料の2ページをご覧ください。

広域見取図となっております。南区久世地区の桂川と国道171号の間に位置した店舗となっており、片側2車線の幹線道路が南側に接道しておりまして、いわゆる典型的な郊外型の大型店でございます。

公共交通機関につきましては、直線距離で西の方面1.2kmにJR向日町駅がございますほか、国道171号を中心にバスも走っておりますが、バスの本数自体は少ない地域でございます。

また、周辺には2階建ての賃貸住宅等、新しい住宅が増えてきておりますが、住宅が密集している地域ではなく、基本的には車又は自転車が主要な交通手段になるのではないかと思います。

なお、用途地域は準工業地域になっております。

続きまして3ページをご覧ください。

届出事項の一覧で公告内容を掲載しております。

届出者は株式会社マツモト、届出概要につきましては下の表のとおりです。

店舗名称は(仮称)ベルタウン久世店、新設日は令和元年12月1日(予定)、店舗面積の合計は2,952㎡、駐車場の収容台数は105台、駐輪場の収容台数は190台、荷さばき施設の面積は72.0㎡、廃棄物保管施設の容量は25.2m³、小売業を行う営業時間は午前8時から午後11時まで、駐車場の利用時間帯は午前7時30分から午後11時30分まで、荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後10時までとなっております。

なお、営業時間は届出上、午前8時から午後11時となっておりますが、特売等を想定してこの時間で届け出ており、通常の営業日はもう少し遅くなると事業者から聞いております。

続きまして、6ページをご覧ください。

施設の配置図になっております。

車両入口は、南側の幹線道路部分のみとなっております。もともと東西の2箇所に入出口を設けておりましたが、警察協議の中で動線をもっとシンプルにしたほうが良いという意見があり、西側が入口、東側が出口専用となっております。

前面道路は片側2車線で比較的すいておりますので、スピードが出やすい状況で、センターポールなどありませんので、右折入出庫に対する対策などが必要になると考えられます。

また、西側の道路にも接道しておりまして、歩行者の動線ということで点線の矢印がついていると思いますが、こちらについては徒歩・自転車専用で「車止め等」と書いていますとおり、車両での入場は不可能となっております。

入居店舗につきましては、食品スーパーのマツモトが核店舗でございまして、施設の西側部分に、その他の物販店舗を併設する予定と聞いておりますが、店舗名等につきましては未定となっております。

また、廃棄物保管施設や荷さばき施設については施設の北西側、駐車場については店舗の南側と2階の屋上に配置されております。

続きまして、7ページをご覧ください。

来退店経路図になります。

車両出入口がある幹線道路以外は、古くからの細い道路が多く、右折入庫防止の際の適当な迂回経路が近隣にございませんので、東側から来場される車両につきましては、大き

く南側に迂回していただいて、国道171号から西側に回っていただいて来店する経路になっております。

続きまして8ページをご覧ください。

「意見書及び地元説明会による意見等の概要」でございます。

まず、住民意見書の提出はありませんでした。

それから9ページ以降をご覧くださいなのですが、住民説明会を2回開催しております。5月6日の祝日及び5月8日の水曜日に実施しております。住民の参加者は、それぞれ11名と4名でございました。

説明会では、来店経路についてやどのようなテナントが入居するのか、車両及び歩行者の出入口の位置、営業時間等について質問等が出されました。

最後に13ページ、現地の状況写真をご覧ください。

8月19日月曜日午前11時30分頃に、事務局で現地を確認してまいりました。

まず、①から④が全体の様子でございます。ご覧のとおり、鉄骨が建っており、工事が始まっている状況です。

⑤から⑧は店舗南側の幹線道路の様子でございます。交通量はそれほど多くなく、見通しが良い片側2車線道路という印象でしたが、店舗前に中央分離帯やセンターポールの設置はございません。

⑨から⑫は店舗周辺道路の状況です。南側に接道する幹線道路以外は、離合できますが、それほどスピードが出せないような細い道に囲まれている状況でございます。また、⑩、⑪の写真にもありますとおり、北側に施設と隣接して集合住宅がございます。

15ページにその写真との位置図を添付しております。こちらも参考をご覧ください。報告は以上になります。

●恩地会長 それでは引き続き、届出者説明を行います。担当の方に入ってくださいますので、事務局お願いいたします。

(届出者 入室)

●事務局 では、本件についての概要は先ほど御説明しましたとおりですので、続きまして、届出者から出店計画の説明をしていただきます。

簡単な自己紹介の後、御説明をお願いいたします。

●届出者（松本） 株式会社マツモトの開発を担当しています松本と申します。本日はよろしくお願いいたします。

●届出者（桐山） 株式会社マツモトの開発総務部の桐山と申します。本日は、よろしく

お願いいたします。

●届出者（村田） 今回、大店立地法の申請を担当させていただきました，阪急設計コンサルタントの村田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは私から，出店計画の概要について説明をさせていただきます。

出店計画説明書の1ページをご覧ください。

大規模小売店舗の名称及び所在地につきましては，（仮称）ベルタウン久世店，所在地は南区でございます。

建物設置者につきましては，先ほど御挨拶させていただきました株式会社マツモトでございます。

今回，店舗面積の合計は2,952㎡ということで，シンプルな食品スーパーとお考えいただければと思います。建物敷地面積につきましては，7,700㎡の規模でございます。

続いて，次のページをご覧ください。

今回は小売業者につきましてもマツモトでございまして，営業時間は午前8時から午後11時を予定してございます。

続いて4ページ，5ページをご覧ください。

駐車場計画ですが，指針による必要駐車台数は105台でございまして，現在125台の駐車台数がございます。指針の台数を届出台数とさせていただきます，残りを従業員用とさせていただきます。

それでは，図面に従って届出概要の説明をさせていただきます。

図面4の建物配置図をご覧ください。

建物につきましては，1階部分が店舗で，その上が屋上駐車場になってございます。そして前面に駐輪場と平面駐車場がございまして，入口専用，出口専用の出入口をそれぞれ構えてございます。

荷さばき施設につきましては，計画地の西側に構えてございます。

続いて，図面5の2階平面図をご覧ください。

ご覧いただいている図面が屋上，2階の平面図でございまして，駐車場が広がっております。騒音の影響も考慮しまして，周辺の外周につきましてはコンクリート壁を高く設置しております。

続いて，図面6，騒音源位置図をご覧ください。

こちらが騒音の発生源となっております，次のページが屋上駐車場となっております。ご覧いただいているとおり，A B C D，若しくはa b c dという形で表記をさせていただきます。

地点AからDが等価騒音レベルの予測地点を示しておりまして，全ての騒音を合成した予測結果でございますが，その結果を25ページに記載してございます。

全ての高さを考慮して予測を行っておりますが、環境基準値である昼間60dB、夜間50dBに対して、全ての地点で基準値を下回っている結果となっております。

一方、夜間の最大騒音につきましては、車両走行音が敷地境界で基準値を超過する結果となっておりますが、近接する住居立地点においては基準を下回る結果となっております。

続いて、図面3をご覧ください。

こちらは、来退店車両経路図ですが、赤色が来店車両経路で、青色が退店車両経路になってございます。

警察との協議により、迂回経路を設定して右折入場を抑制するという観点から、このような来退店経路となっております。

地点1、地点2の交差点で交差点飽和度を評価しております、その予測結果を16ページに記載しております。

それぞれの交差点で交差点飽和度及び車線別混雑度の評価を行いました、全ての地点で微増に留まっております。新設する食品スーパーは規模的には1層の小さいスーパーで、発生交通量もそれほど多くないため、交差点飽和度は0.9、車線別混雑度は1.0を全ての地点で下回っております。

最後に、説明会の実施状況を説明させていただきます。質問内容につきましては、出店に反対という意見や懸念しているという内容ではなく、基本的な店舗運営方法に関しての質問がほとんどを占めていたように思います。

計画概要については以上でございます。

●恩地会長 ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

私のほうから伺いますが、周辺に通学路はあるのでしょうか。

●届出者（村田） 通学路につきましては、出入口のある前面道路につきましてはございません。

●板倉委員 荷さばき施設の北側に住居が隣接していますが、荷さばき施設には壁が設けられているのでしょうか。

●届出者（村田） 隣接住居があることを考慮し、荷さばき車両の後ろを建物内に完全に突っ込んで作業ができるようにしており、屋内で音を吸収する構造になっておりますので、影響につきましては軽微になるよう設計を工夫しております。

●板倉委員 トラックが中に入ってしまうわけですね。

- 届出者（村田）　そうです。
- 板倉委員　了解しました。
- 山川委員　参考までにお伺いしたいのですが、スーパーマツモトの他店では食品のリサイクルに取り組まれているのかということと、もし取り組まれている場合、久世店では取り組まない理由等があれば教えてください。
- 届出者（村田）　例えば紙製廃棄物等については、基本的に100%リサイクルしております。新規の店舗ですので、既存実績がございませんので、指針に基づいて資源量の量を設定しておりますが、計画書の30ページに記載のとおり、紙製、金属製、プラ製等につきましても、基本的には100%リサイクルを想定しております。
一方で生ごみ等につきましても、一部は資源化ということもあるのですが、現時点ではどの程度資源化するのか未確定であるため、ゼロと記載させていただいておりますが、可能なものにつきましては、リサイクルに努めてまいりたいと考えています。
- 恩地会長　できるだけ生ごみについても、再資源化をお願いしたいと思います。
- 中井委員　お願い事項にはなりますが、障害を持った方の中には内部障害の方もいらっしゃいます。京都府下のスーパーマツモトの場合、例えば京都府のおもいやり駐車場利用証制度を導入している店舗もあり、こちらの店舗でも御配慮していただいていると思いますが、障害者のために駐車場を使いやすくしていただきたいと思います。
- 山川委員　来店車両を大きく迂回させるような経路設定になっていますが、来店者に対する経路の周知はどのように考えていますか。
- 届出者（村田）　経路設定については、警察との協議の過程から非常に議論になりました。近くの道路を迂回させるとなると、どうしても生活道路を来退店経路とすることになってしまい、適切ではないとのことからこのような経路となっております。全ての来店者に周知ができるかというところは難しいかもしれませんが、看板の設置やチラシによる経路の周知、また、開店時における経路周知が一つポイントになってくるかと思っておりますので、そういったことをコツコツとやり続けて、周知を進めさせていただければと思っています。
- 山川委員　開業時には誘導員を配置して周知するなど、ぜひ取り組んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

●恩地会長 それではほかに御意見、御質問がないようでしたら、追加資料の有無ですが、今のお話ではなかったと思いますので、追加資料はなしということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●恩地会長 では、追加資料は特になしということで、届出者からの説明を終了いたします。御担当者の方、どうもお疲れ様でした。御退席いただいて結構です。

(届出者 退場)

●恩地会長 それでは続きまして、議題2の「平成31年1月届出案件 KRP商業施設に係る答申案検討」です。

事務局から、説明をお願いいたします。

●事務局 お手許の資料の17ページをご覧ください。KRP商業施設の答申案でございます。

本件につきましては、前回、前々回の審議会で御議論をいただきまして、そちらを踏まえて答申案を作成しております。

まず、「1 大規模小売店舗の名称及び所在地」ですが、名称はKRP商業施設、所在地はそちらに記載のとおりです。

続きまして、「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」ですが、「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。」ということで、意見なしという答申としております。

その下に、なお書きで、付帯意見を3つ挙げておりますが、その前に全体の答申内容を御確認いただくため、次のページをご覧ください。

18ページ、答申理由の「2 説明会の状況」から説明させていただきます。

説明会の状況としましては、「開催された説明会において、想定する入居テナント等についての質問が出された。」としております。

また、「3 意見書」ですが、「法第8条第2項の規定により提出された意見書はなかった。」ということで、意見書の提出はなしです。

続きまして、「4 審議会の見解」でございます。こちらについては、項目別に記載しております。審議会で議論になった点を中心に説明させていただきます。

まず、「(1) 駐車場及び来退店車両の経路設定について」です。

「駐車場の設置(収容台数)については、指針に基づいて算出した台数である40台を

法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。また、京都リサーチパーク西地区内の駐車場は、オフィスやサービス店舗など物販店舗利用外の車両の駐車も想定しているが、地区全体として十分な収容台数を確保しており、不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

しかしながら、「歩くまち・京都」の推進のため、駐車の利用実態や来店手段の把握を行ったうえで、更なる公共交通機関の利用促進策を講じることが望まれる。

来退店車両の経路については、北方面へ退店する車両の安全で円滑な走行が懸念されるほか、前面道路は交通量が多いことや通学路に指定されていること等を踏まえ、警備員により安全確保や車両の円滑な誘導を実施するとともに、変更後に問題が生じた場合は、速やかに対策を講じることが望まれる。」

続きまして、「(2) 駐輪場について」ですが、「駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、店舗周辺における路上駐輪が生じないように、看板の設置等により利用者の誘導に努めるとともに、定期的な整理整頓により適切に運営されることが望まれる。」

続きまして、「(4) 騒音について」です。

「昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測については、変更後の予測でも環境基準値を下回っている。一方、夜間における騒音の最大値の予測については、設備騒音が敷地境界において規制基準値を上回る箇所があるが、店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。」

最後に、「(7) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について」ですが、「積極的な地域貢献等、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。」としております。

17ページにお戻りください。こうしたことを踏まえまして、一番下の付帯意見としまして、「(1) 「歩くまち・京都」の推進のため、駐車場の利用実態や来店手段の把握を行ったうえで、更なる公共交通機関の利用促進策を講じること。」「(2) 前面道路は交通量が多いことや通学路に指定されていること等を踏まえ、警備員により安全確保や車両の円滑な誘導を実施するとともに、変更後に問題が生じた場合は、速やかに対策を講じること。」「(3) 積極的な地域貢献等、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。」の3点を付帯意見としております。

説明は以上となります。

●恩地会長 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見があればお願いしたいと思いません。

これまでの議論がいろいろと反映されていると思いますので、答申案に対する異論は特になく良かったですら、この案件につきましては、本日で結審したいと思っておりますがいかがで

しょうか。

(異議なしの声)

●恩地会長 それでは結審ということにしたいと思います。

続きまして、議題3「平成31年2月届出案件（仮称）イオンタウン山科に係る答申案検討」です。

事務局から説明お願いいたします。

●事務局 お手許の資料の21ページをご覧ください。

こちらは前回の審議会での議論を踏まえまして、答申案を作成させていただいております。

まず、「1 大規模小売店舗の名称及び所在地」ですが、名称は（仮称）イオンタウン山科、所在地はそちらに記載のとおりです。

「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」ですが、こちらにつきましても、意見なしという答申としております。

また、付帯意見で2点記載しておりますが、その前に22ページの答申理由から先に御説明させていただきます。

まず、「2 説明会の状況」ですが、「開催された説明会において、交通量増加や京都外環状線の右折入庫車両による混雑の懸念、地域の安心・安全対策に関する質問及び意見が出された。」としております。

「3 意見書」ですが、提出された意見書はありませんでした。

続きまして、「4 審議会の見解」ですが、こちらにつきましても、先ほど同様に項目別になっておりますものを、審議会で議論になった点を中心に読み上げさせていただきます。

まず、「(1) 駐車場及び来退店車両の経路設定について」ですが、「駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である175台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

来退店車両の経路については、京都外環状線からの左折入出庫の遵守等、計画している経路を徹底するとともに、西側出入口において、地域住民が利用する細街路と動線が交錯していること等から、必要に応じて警備員を配置し、混雑防止や安全確保の対策を講じることが望まれる。」

続きまして、「(3) 荷さばき施設について」ですが、「荷さばき施設については、その配置、運営計画等において適正な配慮がなされており、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、周辺道路の混雑緩和や安全確保のため、搬入車両の入退場経路の遵守を徹底することが望まれる。」ということで、車両の出入口は何箇所かありますが、外環状線からの入

庫を守るようにという記載としております。

続きまして、「(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて」でございます。

「廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされている。また、生ごみの資源化についても、積極的に取組を進める旨を表明している。

なお、周辺道路の混雑緩和や安全確保のため、廃棄物収集車両の入退場経路の遵守を徹底することが望まれる。」ということで、先ほどの荷さばき車両と同様、廃棄物収集車両についても入庫する際は、外環状線からの入庫を守ってくださいということを記載しております。

最後に、「(7) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について」でございますが、「地域のイベントへの参加や地産地消の取組の推進、地域住民からの問い合わせ窓口の設置等を表明しており、これらの事項の確実な履行により、地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。」ということで、地域貢献に関しては積極的に取り組むということをおっしゃっていましたので、その部分について記載しております。

21ページにお戻りください。こうしたことを踏まえまして、一番下、なお書き以下の付帯意見といたしましては、

「(1) 京都外環状線からの左折入出庫の遵守等、計画している経路を徹底するとともに、西側出入口において、地域住民が利用する細街路と動線が交錯していること等から、必要に応じて警備員を配置し、混雑防止や安全確保の対策を講じること。」、 「(2) 地域のイベントへの参加や地産地消の取組の推進、地域住民からの問い合わせ窓口の設置等を表明しており、これらの事項の確実な履行により、地域住民に親しまれる施設運営に努めること。」という2点を、付帯意見として記載させていただいております。

説明は以上となります。

●恩地会長 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

これまでの議論が十分反映されていると思います。

答申案に対する議論が特にないようですので、この案件につきましても、本日で結審としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

●恩地会長 それでは、これで結審ということにさせていただきます。

続きまして、議題4の報告事項に移ります。

事務局からお願いいたします。

(審議会運営要綱の規定に基づき非公開)

●恩地会長 それでは引き続き、次の報告案件をお願いいたします。

●事務局 では、お手許の資料の25ページを御確認ください。

立地法に係る届出一覧でございます。

まず、「1 手続き中の届出案件」ですが、審議中に3件記載されております。このうち、イオンタウン山科及びKRP商業施設の2件につきましては、先ほど結審いただきましたので、これで終了ということになります。残りのベルタウン久世につきましては、本日、御審議いただいたものでございます。

また、縦覧中の案件ですが、今後、御審議いただく案件となっております、ドラッグコスモス梅津店の届出を7月に受理しております。

続きまして、「2 審議予定」でございます。

次回の審議会は9月24日火曜日、場所はこちらと同じ職員会館かもがわにて開催する予定をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

内容としましては、本日届出者の説明がありましたベルタウン久世の答申案の検討でございます。

なお、ベルタウン久世につきましては、その次、10月の審議会も一応予定はしておりますが、次回の審議会で結審した場合、10月の審議会は休会となる予定をしております。

また、ベルタウン久世の受理をしました後、3か月ほど受理案件がございませんので、ベルタウン久世が結審しました後、ドラッグコスモス梅津店の審議が12月になりますので、しばらく審議会としては休会が続くという予定をしております。

報告は以上になります。

●恩地会長 これらの報告について、御質問、御意見があればお願いいたします。

特にないようでしたら、議題5の「その他」ですが、何か御質問があれば御発言をお願いいたします。

なければ、最後に審議会の公開についてお尋ねいたします。次回の審議会は答申案の検討を予定されておりますが、これについては特に非公開とすべき部分はないように思われますので公開としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●恩地会長 それではご異議もないようですので、次回の審議会も公開といたします。

それでは、ここから進行を事務局にお返ししたいと思います。

●事務局（萩原課長） 皆様、御審議ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、先ほど御連絡させていただきましたように、9月24日火曜日の午前10時から職員会館かもがわにて行います。詳しくは改めて送付いたします開催通知を御確認ください。

それでは、これで第180回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでございました。

(以 上)